ヒルフェ通信(2月号) ☆そっと寄り添いやさしくサポート☆

「公益社団法人成年後見支援 センターヒルフェ」は東京都 行政書士会が社会貢献の 一環として設立した法人です。



◆新年賀詞交歓会が開催されました

東京都行政書士会・東京行政書士政治連盟・ヒルフェと、今年から東京行政書士協同組合も加わって共催された平成31年新年賀詞交歓会が、1月10日(木)12時から京王プラザホテルで行われました。

常住会長のご挨拶の中では、ヒルフェの理事長として、行政書士が成年後見人として適していると考える3つのポイント、



「最も地域に密着した国家資格者であること」「対話促進型紛争解決手法を身につけていること」 「予防法務の専門家であること」を改めてお話しくださいました。また、今回もご多忙の中、小池百合子東京都知事が出席くださり、ご挨拶を頂戴いたしました。

ヒルフェ関係のご来賓、また多くの会員が出席し、平成最後の賀詞交歓会は、和やかに盛況のうちに終了いたしました。

◆13期の基礎研修が終了いたしました

研修センターの30時間の基礎研修後、今年は39名の13期生が昨年9月に始まった社団の30時間の基礎研修を申し込みました。12月にすべての講義を終了し、今年1月に効果測定を受け、合格されますと2月に面接を受けていただき、それに通ると名簿登載候補者の資格が得られるという流れになっています。

平成29年に策定された成年後見利用促進基本計画も平成31年度は中間年度を迎え、「各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う」とされています。地区活動も、ようやく地道な活動が実を結んでヒルフェが認識され、連絡会議やセミナー講師の依頼が増えてきているところでもあり、仲間が増えることは大変心強く、心待ちにしているところです。

◆民事信託実務入門講座の前半が終了いたしました



昨年11月から全6回の「民事信託実務入門講座」が始まりました。この講座は、平成18年の法改正により、非常に柔軟性のあるものとなった信託制度について、私たち行政書士が民事信託の実務家として、民事信託制度を適切に活用し、実務の普及と能力の拡充を目指し開催されました。企画開発部、市民法務部、研修センター、市民相談センターに加え、私たちヒルフェもその一翼を担わせていただき共催しています。

受講者には、信託法の詳細にわたる理解と、実務における契約書作成のスキームに至るまで、徹底的にマスターしていただくという講座ですが、前半の新井誠中央大学教授による「信託法基礎理論1・2・3」が終了いたしました。新井教授には、信託制度の起源に関する学説から始まり、基礎理論とその展開、最後の方では高齢化社会における信託の活用について講義いただきました。特に成年後見制度と連携の必要性について、信託には成年後見制度との連携なしに独自の機能を果たすことができる場面はあるものの、信託ではできない身上保護や受益者保護の観点から、後見制度との連結が不可欠であろうと指摘されています。いずれにしても、両方の制度を理解して初めてより良い活用法が見いだせるものだと思います。

最近では、マスコミなどでも民事信託が取り上げられることが多くなり、「信託制度は便利で何でもできる」かのように言われることもありますが、安易に信託を利用することのないよう、しっかりと制度を理解したうえで選択肢の中に入れていただきたいと思います。